

多良木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	9,591	6,822,830	325,796	964,905	14.1	14.6

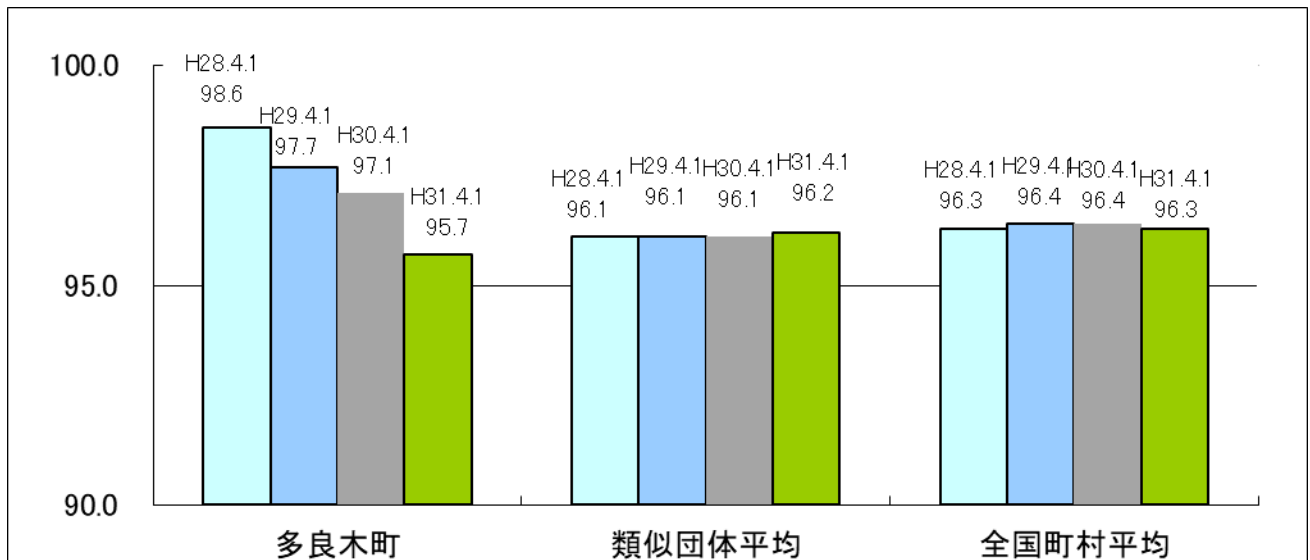
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
30年度	102	345,853	37,662	138,293	521,808

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円	千円
5,116	5,617

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 31 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
該当しない。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平 28 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給与表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引き下げ。
激変緩和措置のため、経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（実施時期）平成 28 年 4 月 1 日

（内容）国基準に準拠し、国と同様に見直しを実施。

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
多良木町	40.2歳	293,300円	352,015円	314,096円
熊本県	43.3歳	329,873円	404,820円	356,965円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.3歳	301,254円	357,486円	331,652円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		多良木町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	155,500円	—
	中学卒	126,400円	139,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,880円	331,320円	343,660円	377,456円
	高校卒	205,600円	291,960円	343,488円	375,945円

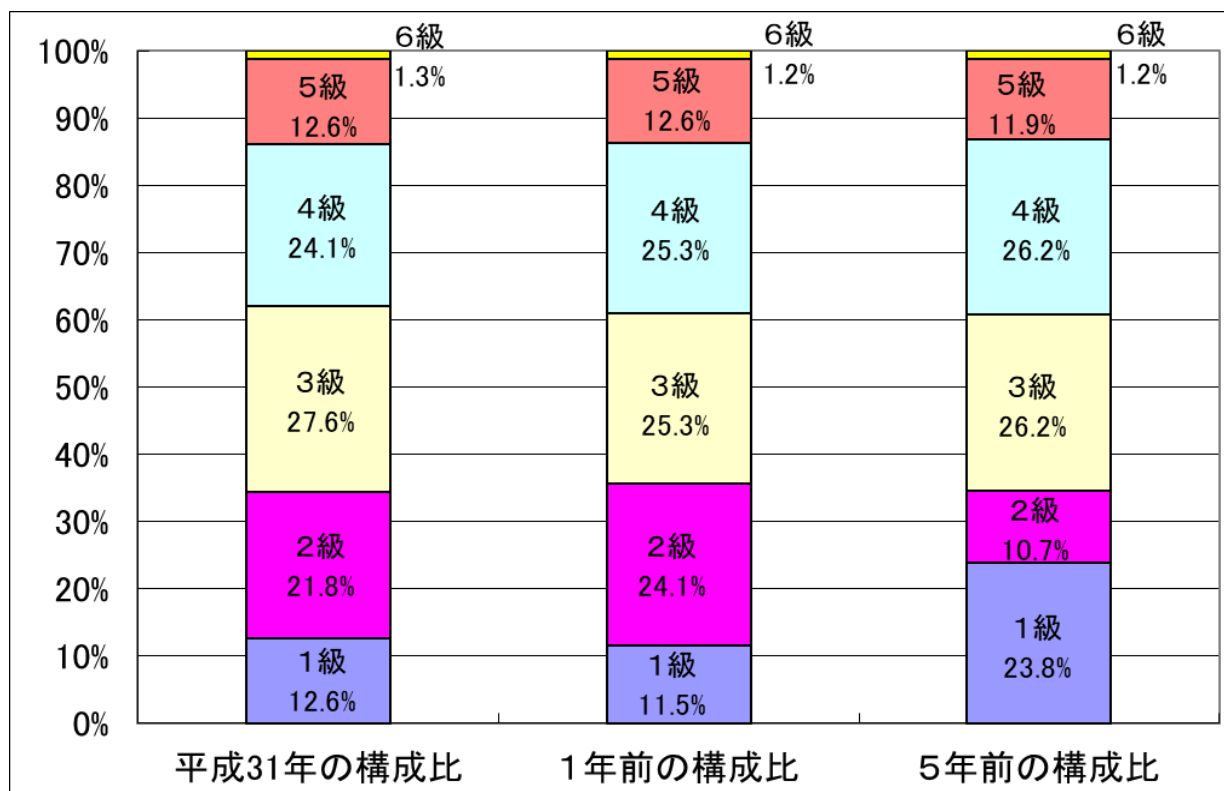
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

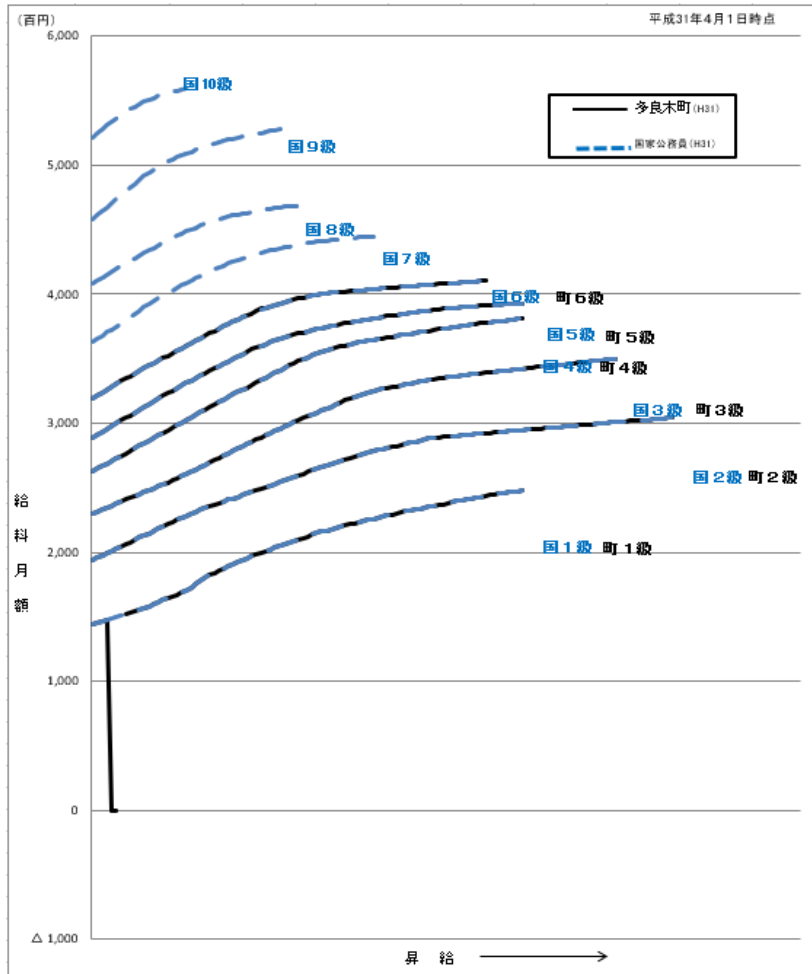
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士、学芸員の職務	11人	12.6%	144,100円	247,600円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士、学芸員の職務	19人	21.8%	194,000円	304,200円

3 級	参事の職務	人 24	% 27.6	円 230,000	円 350,000
4 級	困難な業務を行う参事の職務、係長、主幹の職務	人 21	% 24.1	円 263,000	円 381,000
5 級	課長、事務局長、会計管理者の職務（6級に掲げる職務を除く。）	人 11	% 12.6	円 288,900	円 393,000
6 級	総務課長の職務及び総務課長を経験した課長の職務	人 1	% 1.3	円 319,200	円 410,200

(注) 1 多良木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（多良木町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多良木町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,403 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,718 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（多良木町）

平成31年（2020年）度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

多良木町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	加算措置なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	884千円	20,276千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	13,628	千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	151	千円
支給実績（29年度決算）	14,103	千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	155	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給配偶者6,500円、子10,000円、その他6,500円	同		13,889千円	217,016円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内	同		8,763千円	250,371円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて2,000円～31,600円	同		2,102千円	44,723円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給総務課長36,000円、課長等26,000円	異	手当額	4,176千円	321,231円
宿日直手当	勤務1回につき4,400円、多良木学園は7,400円	異		1,874千円	18,373円
管理職特別勤務手当	勤務1回につき12,000円を超えない範囲で支給	異	手当額	26千円	26,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	749,000円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 860,000円 / 500,000円	
	副 市 町 村 長	597,000円 ()	700,000円 / 471,000円	
報 酬	議 長	310,000円 ()	400,000円 / 222,000円	
	副 議 長	255,000円 ()	314,000円 / 178,000円	
	議 員	232,000円 ()	290,000円 / 148,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(30年度支給割合) 2.60 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 2.60 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 749,000円×在職年数×500/100 597,000円×在職年数×290/100	(1期の手当額) 14,980,000円 6,925,200円	(支給時期) 任期满后 任期满后
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

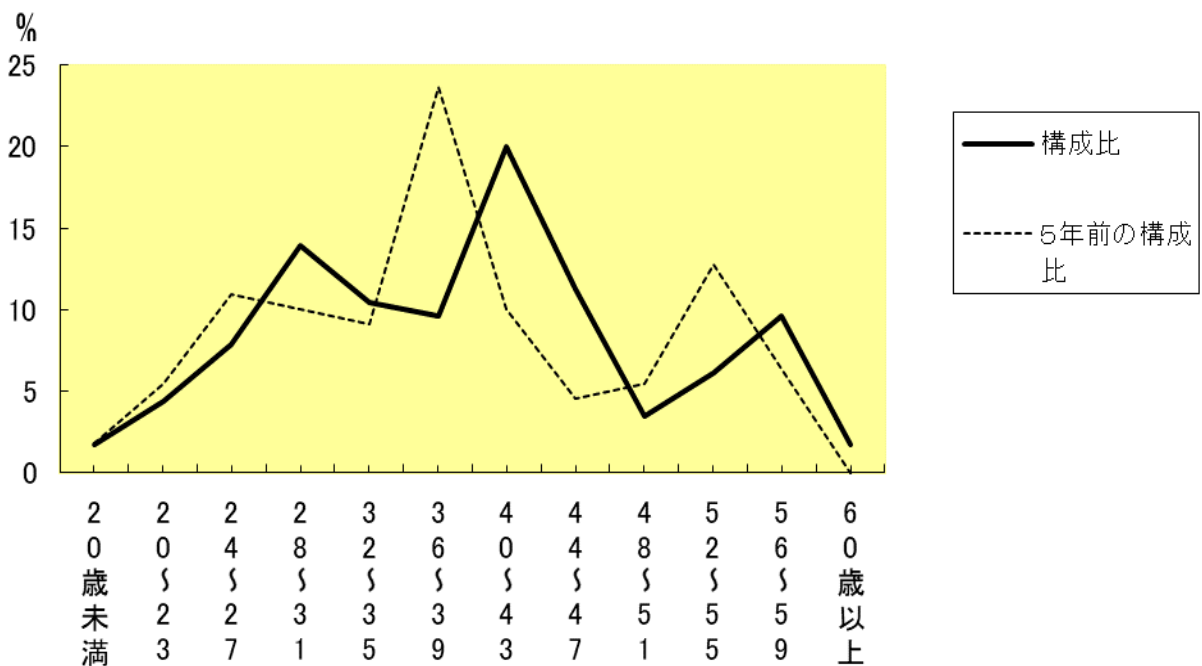
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		派遣出向職員による増
		総 務	27	29	2	
		税 務	9	9		
		農 林 水 産	16	16		
		商 工	2	2		
土 木		8	7	-1		
民 生		18	16	-2		
衛 生	9	9				
計	91	90	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.84 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 131.77 人)		
教育部門	11	11				
小 計	102	101	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.31 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 157.94 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	下 水 道	3	3		
		そ の 他	2	2		
		8	8			
小 計	13	13				
合 計	115	114	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.86 人		
		[177]	[177]	[177]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	7人	7人	14人	13人	14人	16人	20人	4人	6人	8人	4人	114人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	90	91	93	91	91	90	0(0.0%)
教育	11	10	10	10	11	11	0(0.0%)
普通会計計	101	101	103	101	102	101	0(0.0%)
公営企業等会計計	14	14	13	13	13	13	△1(△7.1%)
総合計	115	115	116	114	115	114	△1(△0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 150,800	千円 17,567	千円 12,284	% 8.14	% 8.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 3	千円 7,580	千円 1,343	千円 3,361	千円 12,284	千円 4,095	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
多良木町	33歳	210,555円	341,222円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円
事業者	一歳		一円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多良木町	団体平均等
1人当たり平均支給額(30年度) 1,121千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,525千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

多良木町	団体平均等
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 加算措置なし 1人当たり平均支給額 0千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 9,232千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	621千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	207千円
支給実績(29年度決算)	298千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	99千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ

年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給配偶者6,500円、子10,000円、その他6,500円	同		575千円	192,000円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内	同		100千円	34,000円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて2,000円～31,600円	同		48千円	16,000円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長36,000円、課長等26,000円	異	手当額	0千円	0円